

公益社団法人石川県観光連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人石川県観光連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(事務所)

第2条 連盟は主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 連盟は石川県における観光事業の健全な振興を図り、地域文化の普及及び地域経済の発展向上に資するとともに国際観光に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光地の宣伝、紹介及び観光客の誘致
- (2) 観光概念の普及啓発
- (3) 観光事業団体との連絡協調
- (4) 観光催事の企画及び運営実施
- (5) 観光に関する出版物の発行
- (6) 観光土産品の開発、改善指導及び宣伝紹介
- (7) 観光地の美化運動の推進
- (8) 観光に関する講習会、講演会、研究会等の開催
- (9) 観光に関する調査研究及び情報の収集、提供
- (10) 観光資源の保護育成及び利用の促進並びに文化の普及啓蒙
- (11) 観光施設の整備、指導及び支援
- (12) 国、県その他関係機関に対して観光に関する建議、陳情及び意見の具申
- (13) 旅行業法に基づく旅行業
- (14) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 連盟は連盟の事業に賛同する個人又は団体で次条の規定により連盟の会員になつた者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
(会員の資格の取得)

第6条 連盟の会員になろうとする者は理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 連盟の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、毎年会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において3分の2以上の議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則又は総会の決議に違反したとき
- (2) 連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の1週間前までに当該会員にその旨を通知し、かつ総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 理事長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会はすべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は定期総会として毎年1回事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか必要がある場合に開催する。

2 前項の定期総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定期社員総会とする。

(招集)

第14条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会員の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使等)

第18条 総会に出席できない会員は他の会員である代理人によって議決権を行使し、又はあらかじめ通知された事項について書面による議決権を行使することができる。

2 前項の規定によって行使した議決権の数は出席した会員の議決数の数に算入する。

(決議の省略)

第19条 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合においてその提案について会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときはその提案を可決する旨の総会の決議があったものとする。

(議事録)

第20条 総会の議事については法令に定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長および総会において選任された議事録署名人2名が前項の議事録に署名押印する。

第5章 役員及び会計監査人

(役員の種別及び員数等)

第21条 連盟に次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上40名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち5名を副理事長とし、1名を専務理事とすることができる。

4 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

5 連盟に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第22条 理事及び監事並びに会計監査人は総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は法令及びこの定款で定めるところにより、連盟を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、連盟の業務を執行し、理事長に事故あるときは理事長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序によって理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は理事長及び副理事長を補佐して連盟の業務を執行し、理事長及び副理事長に事故があるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、それらの業務執行に係る職務を代行する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(会計監査人の職務及び権限)

第24条の2 会計監査人は、法令で定めるところにより、連盟の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法によって表示したもの
- 3 会計監査人は、前2項に定めるもののほか、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

(役員及び会計監査人の任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 理事又は監事は第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、その総会において別段の決議がされなかつたときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第26条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の議決により解任することができる。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される総会に報告するものとする。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき

(役員及び会計監査人の報酬等)

第27条 理事及び監事に対しては総会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事にはその職務を行うために要する費用を支払うことができる。

3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(損害賠償責任の免除)

第28条 連盟は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の責任について、役員及び会計監査人が任務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第113条第1項の規定により免除できる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(会長)

第29条 連盟に会長を置くことができる。

2 会長は理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 会長は連盟の運営について助言を行うことができる。

(顧問)

第30条 連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会において任期を定めて選任し、理事長が委嘱する。

3 顧問は理事長の諮問に応じ、また理事会が必要と認めたときは総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 連盟に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもつて構成する。

(権限)

第32条 理事会は次の職務を行う。

(1) 連盟の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定又は解職

(4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第33条 理事会は理事長が必要と認めたとき招集する。

2 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は決議によって利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 幹事会及び専門委員会

(幹事及び専門委員)

第36条 理事長は連盟の事業の円滑な運営を図るために必要と認めるときは、理事会の議決を経て幹事会及び専門委員会を置くことができる。

2 幹事及び専門委員に関する必要な事項は理事会の議決を経て理事長が定める。

第8章 会計

(事業年度)

第37条 連盟の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 連盟の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については毎事業年度の開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て直近の総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けねばならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

(7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項第3号から第7号までの書類については、会計監査人の監査を受けなければならぬ。この場合において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当するときは、前項中、総会の承認に代えて、総会へ報告するものとする。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するとともに定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 連盟は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 連盟が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 連盟が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告

(公告の方法)

第45条 連盟の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 連盟の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 小田禎彦、加藤敏彦、谷口和守、安藤精孝、萬谷正幸、山口裕啓、山田克俊、小川幸彦、岡山敏弘、坂口茂、水元英樹、大和徳泰、辻角邦昭、古田文治、義

本定義、小山茂則、越島正喜、下口進、三谷暉二、山岸繁樹、桂木実、田川剛、水野一義、村山和臣、加藤正夫、小坂誠、加藤英樹、山下孝明、塚原克彦、西四辻公教、石田憲二、小出進、温井伸、馬場康行、北村修

監事 永井兵嗣、山田洋

- 3 連盟の最初の理事長は小田禎彦とする。
- 4 第2項の理事のうち、理事長、副理事長、専務理事は次に掲げる者とする。

理事長 小田禎彦

副理事長 加藤敏彦、谷口和守、安藤精孝、萬谷正幸、山口裕啓

専務理事 山口裕啓（副理事長兼務）

- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

この定款は平成26年6月9日から施行する。